

海上自衛隊達第28号

防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第12条の規定に基づき、海上自衛隊の年度業務計画に関する達を次のように定める。

平成27年10月1日

海上幕僚長 海将 武居 智久

海上自衛隊の年度業務計画に関する達

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 年度業務計画

第1節 通則（第3条―第7条）

第2節 年度業務計画の作成（第8条―第19条）

第3節 年度業務計画の実施等（第20条―第25条）

第4節 年度業務計画の分析検討（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊における年度業務計画の作成、同計画に掲げる業務の実施及び実施状況の分析検討（以下「計画の運営」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に係る業務を除く業務をいう。
- (2) 部長等 海上幕僚監部の部長、海上幕僚監部監察官、海上幕僚監部首席法務官、海上幕僚監部首席会計監査官及び海上幕僚監部首席衛生官をいう。
- (3) 計画運営部隊等 防衛大臣直轄部隊及び機関（海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処を除き、海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）並びに第5条第2号に規定する計画運営部隊をいう。

第2章 年度業務計画

第1節 通則

（年度業務計画の区分）

第3条 年度業務計画は、海上自衛隊の業務全般について海上幕僚監部において作成する年度業務計画（以下「海幕計画」という。）及び第5条に規定する計画運営部隊において当該部隊の業務について作成する年度業務計画（以下「部隊計画」という。）に区分する。

（年度業務計画の構成）

第4条 海幕計画は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本計画 防衛諸計画の作成等に関する訓令第3条第5項第1号に定める事項のほか、方針、主要事項及び防衛力整備の規模について、別表第1に掲げる標準区分に従い、努めて具体的に表示した達成目標及び達成方途
- (2) 細部計画 別表第2に掲げる標準区分について詳細に表示した達成目標及びその実施時期並びに必要なに応じて所要の人員、資材、経費、根拠法令等を具体的に表示した手順を含む実施要領

2 部隊計画は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 方針 部隊計画の対象とする年度（以下「対象年度」という。）における業務の指針となる主要な目標
- (2) 細部計画 別表第3に掲げる区分を標準として対象年度の業務全般について前項第2号の規定に準じた内容

（計画運営部隊）

第5条 計画運営部隊は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 防衛大臣直轄部隊及び機関（海上自衛隊の編成等に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第1号）別表第30の左欄に掲げる部隊、海上自衛隊艦船補給処、海上自衛隊航空補給処及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を除く。）
- (2) 海上自衛隊の編成等に関する訓令別表第1の中欄に掲げる部隊（自衛艦隊司令部及び特別警備隊を除く。）

（運営の周期）

第6条 年度業務計画の運営の周期の標準は、別表第4のとおりとする。

（年度の防衛、警備等に関する計画との関連）

第7条 年度業務計画は、対象年度における防衛、警備等に関する計画作成の基礎とする。

第2節 年度業務計画の作成

（海幕計画作成の日程）

第8条 海上幕僚監部防衛部長（以下「防衛部長」という。）は、第6条に規定する周期の標準に基づき、海幕計画作成のための日程を作成し部長等に通知する。

(海幕計画に対する要望の上申)

第9条 計画運営部隊等の長が必要に応じ行う海幕計画に対する要望の上申については、別に定める。

(基本計画案の作成)

第10条 部長等は、防衛諸計画の作成等に関する訓令第9条第1項の規定による整備計画、総合的な抑止構想で示された考え方及び能力評価の結果を踏まえて、その所掌する業務に関して、基本計画の方針案(以下「方針案」という。)を作成するための資料を作成し防衛部長に通知する。

2 防衛部長は、前項の資料について部長等と調整の上、方針案を作成し、海上幕僚長の承認を得て部長等に通知する。

第11条 部長等は、方針案に基づき、基本計画の主要事項案(以下「主要事項案」という。)を作成するための資料を作成し、防衛部長に通知する。

2 防衛部長は、前項の資料を部長等と調整の上、主要事項案を作成し、これに方針案及び基本計画の防衛力整備の規模案を併せ基本計画案を作成する。

(基本計画案の通知)

第12条 防衛部長は、前条第2項の基本計画案について、海上幕僚長の承認を得て部長等及び計画運営部隊等の長に通知する。

2 防衛部長は、前項の通知後、防衛大臣指示等により基本計画案を修正した場合は、その都度、部長等及び計画運営部隊等の長に通知する。

(基本計画の確定)

第13条 防衛部長は、対象年度の予算政府案の決定後、直ちに基本計画案に所要の修正を行った後、海上幕僚長の承認を得て防衛大臣に申請するための手続を行う。

2 前項の基本計画案は、対象年度の予算の成立後、防衛大臣の承認を得て基本計画となる。

(細部計画案の作成)

第14条 部長等は、第10条から第12条までの規定により作成された基本計画案に基づき、細部計画案を作成するための資料を作成し、防衛部長に通知する。

2 防衛部長は、前項の資料について、部長等と調整の上、細部計画案を作成する。

(細部計画案の通知)

第15条 防衛部長は、前条第2項の細部計画案を部長等及び計画運営部

隊等の長に通知する。

(細部計画の確定)

第16条 防衛部長は、対象年度の予算政府案の決定後、直ちに細部計画案に所要の修正を行った後、海上幕僚長の承認を得て細部計画とし防衛大臣に報告するための手続を行う。この場合において、防衛大臣への報告は、対象年度の予算の成立後に行うものとする。

(海幕計画の通達)

第17条 海上幕僚長は、海幕計画の確定後、当該計画を計画運営部隊等の長に通達する。

(部隊計画案の作成)

第18条 計画運営部隊の長は、第12条の基本計画案及び第15条の細部計画案に基づき、部隊計画案を作成するものとする。

(部隊計画の確定)

第19条 計画運営部隊の長は、海幕計画に基づき部隊計画案を修正し、対象年度の前年度末までに部隊計画を確定し、海上幕僚長に報告しなければならない。ただし、当該報告は、次項の規定に準じて部隊計画を海上幕僚長に配布することをもって、これに代えることができる。

2 計画運営部隊の長は、前項の部隊計画を計画の運営上、特に関係のある部隊及び機関の長に配布するものとする。

第3節 年度業務計画の実施等

(年度業務計画の実施)

第20条 部長等及び計画運営部隊の長は、年度業務計画に基づいて、その業務を実施しなければならない。

(年度業務計画の発動)

第21条 年度業務計画に掲げる業務の発動は、別に指示は行わないものとする。ただし、関係法令の施行を必要とするもの、防衛大臣の承認を必要とするもの又は細部事項の通知を必要とするものについては、当該法令の施行等により発動し、細部計画にその旨を明示するものとする。

(実施の確認、調整)

第22条 部長等及び計画運営部隊の長は、年度業務計画の実施に当たっては、各種の手段を用いて実施の状況を確認し、常に計画と実施の調整を行うものとする。

(業務予定表の作成)

第23条 防衛部長及び計画運営部隊の長は、計画の運営を円滑に行うため、必要に応じ、それぞれの年度業務計画に基づき、各四半期における主要業務の実施予定表を当該四半期開始30日前までに作成し、計画の

運営上、特に関係のある部隊及び機関の長に配布するものとする。

(海幕計画の修正)

第24条 海幕計画を修正する場合は、各四半期開始30日前までに次の手順により行うものとする。

- (1) 部長等は、所掌業務に係る修正事項及びその理由を防衛部長に通知する。
- (2) 防衛部長は、前号の修正事項について、部長等と調整の上、海上幕僚長の承認を得る。
- (3) 防衛部長は、基本計画に係る重要な修正事項については、海上幕僚長の承認を得て、速やかに防衛大臣に申請するための手続を行う。
- (4) 防衛部長は、細部計画に係る重要な修正事項については、海上幕僚長の承認を得て、速やかに防衛大臣に報告するための手続を行う。
- (5) 海上幕僚長は、修正事項について計画運営部隊等の長に通達する。

(部隊計画の修正)

第25条 計画運営部隊の長は、部隊計画について修正する必要がある場合は、次の各号により行うものとする。

- (1) 海幕計画の修正に基づく部隊計画の修正は、速やかに行う。
- (2) 他の計画運営部隊等の計画の運営に影響を及ぼす修正事項については、第19条の規定に準じて報告又は配布を行う。
- (3) 海幕計画に影響を及ぼす重要な修正事項については、その都度海上幕僚長に申請し、あらかじめ承認を得るものとする。

第4節 年度業務計画の分析検討

(海幕計画の分析検討)

第26条 部長等は、海幕計画に関し、次の各号に掲げる事項について、常に分析検討しなければならない。

- (1) 所掌する業務実施の進行の度合及びその能率
- (2) 業務実施中に生じた重要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の運営上、参考となる事項

2 部長等は、前項の規定により分析検討した結果を海上幕僚監部総務部長（以下「総務部長」という。）に通知するものとする。

3 総務部長は、前項の分析検討結果を取りまとめ所要の検討を行った上、実施状況報告書を作成し、海上幕僚長の承認を得て防衛大臣に報告するための手続を行うとともに、その写しを部長等及び計画運営部隊の長に送付するものとする。

4 実施状況報告書は、各種の手段を用いて、できる限り具体的計数を基礎として作成するものとする。

(部隊計画の分析検討)

第27条 計画運営部隊の長は、部隊計画について、前条第1項に準じて分析検討しなければならない。

2 計画運営部隊の長は、前項の規定により分析検討した結果について、次の各号に掲げる事項を内容とする部隊計画の実施状況報告書を前条第4項に準じて作成し、海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 実施の概要
- (2) 主要な行事、行動等
- (3) 計画と著しく異なった重要な事項
- (4) 主要な問題点及びその対策

### 第3章 雑則

(計画運営部隊以外の防衛大臣直轄部隊及び機関の業務)

第28条 計画運営部隊以外の防衛大臣直轄部隊及び機関(海上自衛隊艦船補給処及び海上自衛隊航空補給処を除く。)の長は、この達に準じて業務を計画的に管理するよう努めるものとする。

(委任規定)

第29条 この達に定めるもののほか、計画の運営に関し必要な事項は、計画運営部隊の長が定める。ただし、第5条第2号に規定する計画運営部隊の長は、自衛艦隊司令官の定めるところにより計画の運営を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 海上自衛隊の中期能力見積り及び年度業務計画に関する達(昭和53年海上自衛隊達第8号)は、廃止する。

附 則(平成27年11月27日海上自衛隊達第39号)

この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日海上自衛隊達第13号)

この達は、平成30年4月2日から施行する。

附 則(令和2年9月30日海上自衛隊達第49号)

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和5年1月10日海上自衛隊達第1号)

この達は、令和5年1月10日から施行する。

附 則(令和5年9月13日海上自衛隊達第26号)

この達は、令和5年9月13日から施行する。

附 則(令和6年6月28日海上自衛隊達第24号)

この達は、令和6年6月28日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 1 1 日海上自衛隊達第 2 6 号）  
この達は、令和 6 年 9 月 1 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

基本計画の標準区分

第1章 方針

第1項 情勢認識

第2項 重視事項

第2章 主要事項

第1項 編成事項

第1節 編成

第2節 定員

第2項 情報事項

第1節 情報

第2節 情報保全

第3項 情報通信事項

第1節 指揮統制及び通信体系

第2節 情報保証

第3節 情報戦機能

第4項 運用支援事項

第1節 運用支援

第2節 その他

第5項 人事・衛生事項

第1節 人事

第2節 衛生

第3節 その他

第6項 教育訓練事項

第1節 基本教育

第2節 練成訓練

第3節 その他

第7項 装備事項

第1節 装備

第2節 造修

第3節 補給

第8項 施設事項

第1節 施設

第2節 用地取得等

第9項 研究開発事項

第1節 防衛基礎研究

第2節 装備体系運用研究開発

第3節 装備品等研究開発

第4節 その他

第10項 その他の事項

第3章 防衛力整備の規模

別表第2（第4条関係）

細部計画の標準区分及び計画担当課

標準区分	計画担当課
第1項 組織・編成	
第1節 自衛艦隊	防衛課
第2節 地方隊	防衛課
第3節 その他の直轄部隊等	防衛課
第4節 その他	防衛課
第2項 情報	
第1節 情報	情報課
第2節 情報保全	情報課
第3節 その他	情報課
第3項 情報通信	
第1節 指揮統制	指揮通信課
第2節 通信体系	指揮通信課
第3節 情報保証	指揮通信課
第4節 情報戦機能	指揮通信課
第5節 その他	指揮通信課
第4項 運用支援及び訓練	
第1節 部隊における運用基準等	運用支援課
第2節 運用支援、演習等	運用支援課
第3節 協同訓練等	運用支援課
第4節 気象海洋	運用支援課
第5節 航空保安	運用支援課
第6節 一般講習	〔運用支援課〕
	教育課
	援護業務課
第7節 その他	運用支援課
第5項 人事	
第1節 人事計画	人事計画課
第2節 補任・服務	補任課
第3節 援護	援護業務課
第4節 その他	人事計画課
第6項 医務衛生	
第1節 保健衛生	首席衛生官
第2節 医療	首席衛生官

第3節	衛生資材	首席衛生官
第4節	その他	首席衛生官
第7項	厚生	
第1節	福利厚生	厚生課
第2節	宿舎	厚生課
第3節	家族支援	厚生課
第4節	給与	厚生課
第5節	その他	厚生課
第8項	教育	
第1節	訓育及び体育	教育課
第2節	課程教育	教育課
第3節	特別講習等	教育課
第4節	部隊実習等	教育課
第5節	委託教育	教育課
第6節	外国留学	教育課
第7節	教材整備	教育課
第8節	教範等整備	教育課
第9節	その他	教育課
第9項	装備・需品	
第1節	装備・需品	装備需品課
第2節	共同後方	装備需品課
第3節	補給管理	装備需品課
第4節	後方運用	装備需品課
第5節	資材	装備需品課
第6節	燃料	装備需品課
第7節	衣糧	装備需品課
第8節	その他	装備需品課
第10項	艦船造修	
第1節	艦船等調達及び装備	艦船・武器課
第2節	艦船修理、改造等	艦船・武器課
第3節	艦船調査及び試験	艦船・武器課
第4節	艦船整備用器材等	艦船・武器課
第5節	艦船造修整備補給態勢	艦船・武器課
第6節	その他	艦船・武器課
第11項	武器等造修	
第1節	武器等調達及び装備	艦船・武器課

第2節	武器等修理、改造等	艦船・武器課
第3節	武器等調査及び試験	艦船・武器課
第4節	武器等整備器材等	艦船・武器課
第5節	武器等造修整備補給態勢	艦船・武器課
第6節	その他	艦船・武器課
第12項	航空機等造修	
第1節	航空機等調達及び装備	航空機課
第2節	航空機等修理、改造等	航空機課
第3節	航空機等調査及び試験	航空機課
第4節	航空機等整備器材等	航空機課
第5節	航空機等造修整備補給態勢	航空機課
第6節	その他	航空機課
第13項	施設	
第1節	一般基地施設	施設課
第2節	航空基地施設	施設課
第3節	用地取得等	施設課
第4節	環境保全	施設課
第5節	その他	施設課
第14項	研究開発	
第1節	防衛基礎研究	装備体系課
第2節	装備体系運用研究開発	装備体系課
第3節	装備品等研究開発	装備体系課
第4節	防衛装備庁関連研究	装備体系課
第5節	術科研究会	装備体系課
第6節	その他	装備体系課
第15項	総務	
第1節	行事等	総務課
第2節	会議	総務課
第3節	隊務運営改善	総務課
第4節	経理契約	経理課
第5節	警務	総務課
第6節	その他	総務課
第16項	広報	
第1節	広報活動	総務課
第2節	その他	総務課
第17項	監察	

第1節 監 察	監察官
第2節 安 全	監察官
第3節 その他	監察官
第18項 法 務	
第1節 訴 訟	首席法務官
第2節 損害賠償	首席法務官
第3節 海難審判	首席法務官
第4節 損失補償	首席法務官
第5節 その他	首席法務官
第19項 監 査	
第1節 監 査	首席会計監査官
第20項 業務支援	
第1節 統合幕僚監部支援	各 課
第2節 陸上自衛隊支援	各 課
第3節 航空自衛隊支援	各 課
第4節 防衛大学校支援	各 課
第5節 その他	各 課
付 録 他自衛隊等に依頼する業務支援	各 課

別表第3 (第4条関係)

部隊細部計画の標準区分

部隊区分	自衛艦隊	地方隊	教育航空集団	練習艦隊	システム通信隊群	海上自衛隊補給本部	学 校
計 画 区 分	第1項 監理 第2項 情報 第3項 防衛警備及び 部隊運用 第4項 教育訓練 第5項 後方支援 第6項 施設(陸上に 所在する部隊 のみ) 第7項 研究開発 第8項 その他	第1項 監理 第2項 情報 第3項 防衛警備及び 部隊運用 第4項 教育訓練 第5項 後方支援 (人事、造修 を除く。) 第6項 人 事 第7項 造 修 第8項 業務支援 第9項 その他	第1項 監理 第2項 部隊運用 第3項 教育訓練 第4項 後方支援 第5項 施 設 第6項 その他	第1項 監理 第2項 情報及び情 報通信 第3項 部隊運用 第4項 後 方 第5項 教育訓練 第6項 通 信 第7項 研究開発	第1項 監理 第2項 情報保証・ 情報保全 第3項 部隊運用 第4項 後 方 第5項 教育訓練 第6項 通 信 第7項 研究開発 第8項 その他	第1項 監理 第2項 造修・補給管理 第3項 艦船造修補給 第4項 航空機等造修 第5項 武器等造修補給 第6項 需 品 第7項 情報処理 第8項 教育訓練 第9項 その他	第1項 監理 第2項 教育訓練 第3項 研 究 第4項 後方支援 第5項 その他

